

教育委員会会議録

開会の日時	平成30年7月23日 午後7時00分
閉会の日時	平成30年7月23日 午後8時00分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所2階 第1・第2会議室
出席者の氏名	教育長職務代理者 松田 丈輔 教育委員 田口 昇・山田 やす子・中西 康裕
会議録に署名する委員氏名	山田 やす子・中西 康裕
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 大西 要一 学校教育部長 橘 泰平 学校統合推進室長 丸山 光 学校教育課長 籠谷 芳行 社会教育課長 岩村 敏彦 スポーツ課長 沖塚 孝久 文化振興課長 黒瀬 好子 教育研究所長 濱口 憲子 教育総務課副参事 前村 忍 学校統合推進室副参事 中野 温 学校教育課副参事 大島 充代 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係主事 岡村 基司
会議に付した事件	議案第38号 伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について 議案第39号 平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について 議案第40号 奨学生の決定について 議案第41号 平成31年度使用小学校教科用図書の採択について
会議の要旨	別添のとおり

教育長職務代理人

開会の宣言

会議録署名委員の指名 山田委員、中西委員を指名

会議に付する案件

議案第 38 号 伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

議案第 39 号 平成 31 年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択について

議案第 40 号 奨学生の決定について

議案第 41 号 平成 31 年度使用小学校教科用図書の採択について

議案第 40 号は、個人情報を含むため、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定において非公開とする旨、教育長職務代理人から提案され承認。

教育長職務代理人

議事に入ります前に、事項書 1. 教育長報告ですが、私からは会議、議事の運営に係る報告事項はございません。その他の事務局の運営に係る報告がありましたら事務部長お願いします。

事務部長

6 月 25 日から 7 月 11 日に掛けまして、6 月の議会定例会がございました。その報告をさせていただきたいと思えます。

3 人の議員の方から一般質問がございました。

まず、吉岡議員でございます。

学校通学路における点検と対策は、ということございまして、大阪で起きた地震につきましてご質問をいただいております。

今までの通学路の安全というところでは、交通安全が視点の中心であったかと思えます。

今回の地震の事故を受けまして、再度防災の視点から通学路の安全点検を行うよう各校に指示をいたしまして進めているところということでございます。

もう 1 点が土曜授業についてご質問をいただきました。

伊勢市の土曜授業につきまして、当初の目的といたしまして、2 点ございまして、開かれた学校づくりの推進、学力と意欲の向上を目指してまいりました。

開かれた学校づくりの推進につきましては、地域の方々との防災訓練などを実施させていただきまして、学力と意欲の向上につきましては、児童会、生徒会が主催で行うレクリエーションや、学習の成果を発表する機会を設けるなどいたしまして、児童生徒の達成感を得るなど様々な効果があったのではないかと考えております。

2 人目は楠木議員からご質問をいただきまして、学校教育における発達障害児に対する支援ということで、1 点目が保育所等からの小学校への引継ぎがどうなのか、2 点目が保護者もしくは教員の方々が支援を必要だと感じた時、ど

のような支援がされているのか、という2点でございました。

まず1点目につきましては、支援が必要なお子さんが小学校へ入学される際には、こども発達支援室と各小学校が情報を共有し、各幼稚園・保育園と学校が引継ぎを密に行っておるという点でございます。

2点目の保護者、教員等が困ったときの支援ということで、各学校に専門家のアドバイスがいただけるように、スクールカウンセラーによる相談もできることとなっております。

また教育研究所にある相談機関スマイルいせ、こちらでは巡回相談も実施したりいたしまして対応をしておるという状況でございます。

3人目が宮崎議員からでございまして、通学路の安全につきまして、通常時の安全の確保と非常時の津波、地震、自然災害等の災害時の通学路の安全についてということでご質問をいただきまして、1点目の通常時につきましては、平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する痛ましい事故が相次いで発生いたしましたことから文部科学省、国土交通省、警察署による緊急合同点検を実施いたしました。

これを受けまして伊勢市でも関係機関と連携して伊勢市通学路交通安全プログラムを作成して対応しておるところでございます。

2点目の非常時における通学路の安全対策につきましては、台風の接近や大雨、地震等の自然災害等があつて登校を再開するに当たりましては、通学路の安全が確保されたことを確認のうえ、学校長の判断により保護者等へ連絡を取り登校を再開しております。

しかし、登校が再開となった場合でも自宅周辺が危険な状況であると保護者が判断した場合には、登校を見合わせることもあるということで報告をさせていただいたところでございます。

その他、議会の中では一般会計補正予算の中で、部活動指導員配置事業の補正予算が議決をいただいております。

また、伊勢市学校施設配置条例の一部改正ということで伊勢市立みなと小学校の校名、契約に関して3件でございしますが、学校用コンピュータ機器の取得、明野小学校特別教室棟建築工事の請負契約について、神社・大湊統合小学校（仮称）整備に伴って造成工事の請負契約について、この3件につきまして契約に係る議決をいただいたという状況でございます。

この件につきましては、後ほど協議会で学校統合推進室からご説明をさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

私からの報告は以上です。

教育長職務代理者

それでは、議事に入ります。議案第38号「伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、学校統合に伴う所要の規定の整備を行い、通学区域の見直しを図るため、規則の改正をしようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課長

議案第 38 号「伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」をご説明申し上げます。

今回の改正は、平成 31 年 4 月 1 日に伊勢市立豊浜中学校と伊勢市立北浜中学校を統合し伊勢市立桜浜中学校が設置されますことに伴いまして、通学区域の見直しを図ろうとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご高覧いただきたいと存じます。

別表 2 中学校をご覧ください。

1 点目は、豊浜中学校、北浜中学校の欄を削除いたしまして、新たに桜浜中学校を加えるものでございます。

2 点目は、調整区域につきまして、これまで野村町は北浜中学校又は小俣中学校を選択出来ましたものを、小俣中学校又は桜浜中学校と校名を改めるものでございます。

3 点目としまして、今回新たに小俣町明野について、小俣中学校、桜浜中学校の両校を選択できる調整区域として追加するものです。

小俣町明野につきましては、4 月教育委員会協議会におきまして、桜浜中学校の統合に伴う調整区域の見直しについて、学校統合推進室より案をお示しし、報告をさせていただいておりましたものを、今回、規則の整備を行うものです。現在、平成 31 年度中学校入学予定の小俣町明野在住の現小学 6 年生は 34 名と把握しております。

なお、施行期日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第 38 号「伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」をご説明申し上げます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長職務代理人

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長職務代理人

他にご意見ご質問も無いようですので、採決を採ります。

議案第 38 号「伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ござい

ませんか。

[異議なしの声]

異議なしとのことをごぞいます。よって、議案第 38 号「伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長職務代理人

続きまして、議案第 39 号「平成 31 年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

4 ページをご覧ください。

これは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 4 項の規定に基づき設置された、伊勢度会採択地区協議会の選定結果を受け、教育委員会において採択決定を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

議案第 39 号「平成 31 年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について」をご説明いたします。

7 月 19 日に開催されました第 2 回伊勢度会採択地区協議会の選定結果につきましてご説明申し上げます。採択地区協議会では、関係市町から推薦いただいた教員・保護者代表からなる 6 名の中学校「特別の教科 道徳」の調査員により調査を実施し、その結果について、調査員の代表から報告がございました。

調査結果に基づき、採択協議会で協議し、平成 31 年度から伊勢度会地区で使用すべき中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書が決定されました。採択すべしと決定された教科書の採択理由等をご説明申し上げます。

調査をしていただきました中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書の発行者名は、1 にありますとおり、東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書出版、日本文教出版、学研教育みらい、廣済堂あかつき、日本教科書の 8 社でございます。

今回採択するにふさわしいと伊勢度会採択地区協議会におきまして決定されました発行者は、2 にありますとおり光村図書出版でございます。

それでは、採択の主な理由などにつきましてご説明申し上げます。

調査にあたっては、調査実施項目の観点に沿って、また、教科用図書展示会でのアンケートなどの資料を参考にしながら、詳細に検討がなされました。

その結果、各社とも今回の学習指導要領の目標や内容に沿って、創意工夫を

こらして編集されております。

その中でも採択地区協議会では、光村図書出版の教科書を最もふさわしいといたしました。その主な理由はとしましては、資料3にもありますとおり、価値観の多様性を受け入れる豊かな道徳性を育むために、物事を多面的・多角的に考えられるよう配慮されていること、また、「考え、議論する」活動を組み合わせて「問題解決的な学習」や「体験的な学習」を取り入れ、多様性社会に向かう資質・能力が育めるように配慮されていることなど、総合的に判断しての結果でございます。

以上、議案第39号「平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について」をご説明させていただきました。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長職務代理人

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

A 委員

採択協議会の結果について異論はございませんが、その協議会の中で我々教育委員も勉強会を開いて、それぞれ各社の教科書を拝見させていただきました。

当然のことながら検定を通過している教科書ですから、内容的には、今採択の理由になったものを踏襲したものばかりだと思っております。一番私自身が気になるのは、中学校の道徳というのは各クラスの担任が担当するというので、その内容をそれぞれのクラスが大きな差が無く子どもたちにきちんと伝え、子どもたちを教育していくという土台に乗せていくという観点において、何かこう、光村図書出版の内容が、要するに担任の先生が使い易いとかどうかという話というのは、意見の中には無かったのでしょうか。

学校教育課副参事

採択地区協議会で質問された内容とその回答についてご報告いたします。

質問といたしましては、その教科書の調査員の皆さまには、教科書以外に教科用図書展示会でのアンケートの資料なども参考にさせていただいたということからアンケートの中身のことについて質問がございました。

数値での評価や自己評価をさせることについて、慎重にして欲しいという意見がアンケートの中にございましたが、「それを参考にしましたか。」という質問がございました。

それに対して調査委員会の部長からは、参考にしましたが、それ以外のことも考えて判断をしております、というような回答がございました。

そして仕様について、この教科書については、子どもたちの興味を引くような内容のものが扱われているということや、版の大きさについても持ち運びに適しているというような意見も調査委員会の資料の中にはございました。

教育長職務代理者

他にご意見ご質問はございませんか。

B 委員

7月の初めに委員で集まって、勉強会をしたわけですが、皆の共通の意見として、どの本も一応検定が通っているということで、それぞれの長所があつてなかなか良いものであるとなっていました。

1年生のものだけは、全部読ませてもらいましたが、それぞれの特徴があつて共通の内容もあつて、どれが選ばれても良いだろうという気持ちでしたが、先ほどA委員もおっしゃいましたように、そこで色々と話し合いがあつたのは、本を選ぶところまではそう難しいことではないかも知れないけれど、今後授業をどのように展開していくか、その後でどういう議論をしてもらう事が望ましくて、どういうものを求めるのかということが、なかなか統一見解も得られないうだろうし、またそうしてしまうと、今度はこういうことを教え込みますよということで問題が出てくるだろうと色々な意見が出ました。

さっき、おっしゃったように、なかなかこれを評価していくということ、そして個人個人に生徒たちに道徳というものがどういうものかを分かってもらうことはなかなか難しいのではないかとということ。

読み物としては非常に魅力的な、今回の光村図書出版さんも、私は文がおもしろいと評価を付けているのですが、さて、初めての試みですのでよくよくこれから考えていただいて検討なさって、まず1年目テストケース、2年目、というように段々道徳の授業が定着するように進めていっていただきたいなど、これは単なる感想ですが思いました。

教育長職務代理者

他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

C 委員

勉強会の内容等での意見は、今A委員、B委員が言っていたとおりののですが、先ほど学校教育課副参事からの報告の中の一つに教科書のサイズが手頃というお話がでましたけれども、この前の勉強会でも教科書そのもの全てが見せてもらった物は、結構上質の紙を使っているために、大きくて重たいということで、教科書が一冊だけならいいのですが、当然何教科かの教科書を持つて行くということで、身長伸び等の問題で健康の阻害にならないかといった話が出ました。

これは当委員会ですべて言ってもどうにもならない事かも知れませんが、もう少し教科書の大きさ・重さというものは改善できないのかなという話が出たことを付け加えさせていただきます。

学校教育部長

ご指摘のところでは、最近子どもたちの学生鞆がリュックのような形式にな

って、掛けられるようになっていきます。それから中学生は自転車通学が主になりますので、昔は、いわゆる置き勉強というものを禁止していた時代がありましたが、最近はどうしても必要な教科書は、持って帰りましょうという傾向になってきています。

それから、継続的に使わない教科書は置いてもいいよということで、学校によってもクラスによっても若干違うのですが、そういうような考え方の中で、部活動もありますし、荷物のこともありますのでそういうような検討も現場の中学校では検討しているというのが現状でございます。

教育長職務代理人

他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長職務代理人

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採ります。

議案第 39 号「平成 31 年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について」は、伊勢度会採択地区協議会において選定された光村図書出版発行の教科書を採択することでご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 39 号「平成 31 年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について」は、伊勢度会採択地区協議会において選定された光村図書出版発行の教科書を採択することに決定をいたしました。

教育長職務代理人

続きまして、議案第 41 号「平成 31 年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

本日お配りしました、議案第 41 号をご覧ください。

これは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 4 項の規定に基づき設置された、伊勢度会採択地区協議会の選定結果を受け、教育委員会において採択決定を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

議案第 41 号「平成 31 年度使用小学校教科用図書の採択について」をご説明申し上げます。

小学校教科用図書について採択地区協議会で決定されたことをご説明いたします。

まず、使用期間についてご説明いたします。新学習指導要領の実施に伴い、平成 32 年度から使用する小学校教科用図書の採択は来年度に行うことになっています。よって、今回採択していただく小学校教科書の使用は平成 31 年度の 1 年間となります。

また、今年度、採択の対象となる平成 29 年度教科書検定において、新たな図書の申請がなかったため、平成 25 年度検定合格図書の中から採択を行うことと、前回の採択の際に行われた調査研究の内容等を活用することなどが文部科学省から通知されていることを受け、平成 31 年度小学校教科用図書については調査委員会を設置しておりません。前回の採択の際、教科書検定を通っている教科書発行者一覧は資料 1 をご覧ください。

調査委員会を設置していないことに伴い、今回の小学校教科用図書の採択にあたっては、平成 26 年度に県が作成した「小学校教科用図書選定に関する参考資料」及び前回の伊勢度会採択地区協議会の調査委員会が作成した「平成 26 年度の調査資料」を活用することを伊勢度会採択地区協議会で決定していただきました。

前回の採択では、現在使用している会社の教科用図書がこの地域の教科用図書として最もふさわしいとの判断がされていることから、平成 31 年使用の小学校教科用図書は、国語は東京書籍、書写は東京書籍、社会は日本文教出版、地図は帝国書院、算数は東京書籍、理科は振興出版社啓林館、生活は学校図書、音楽は教育芸術社、図画工作は日本文教版、家庭は東京書籍、保健は東京書籍がふさわしいと決定していただきました。現行教科書と協議会採択教科書の一覧は資料 2 をご覧ください。また、選定の経緯を資料 3 にお示ししています。

なお、今後の予定でございますが、教育委員会で採択が決定されましたら、採択協議会及び県教育委員会に報告をいたします。学校へは、採択協議会より通知がありましたら、連絡をいたします。また、傍聴に来ていただいている方も含めましてのことでございますが、採択状況等の情報につきましては、8 月 31 日の採択終了後、9 月 1 日以降に公表されることとなっておりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

なお、お手元の資料は終了後、回収させていただきます。

以上、議案第 41 号「平成 31 年度使用小学校教科用図書の採択について」をご説明させていただきました。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長職務代理人

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

A 委員

当時の採択に当たっての検討というのはそれでいいとは思いますが、実際に

使ってみた感想や大きな問題点は無かったということによろしいのでしょうか。

学校教育課副参事

その点に関しましては、採択地区協議会で調査委員会を設定しないこと、そして平成 26 年度の調査資料を活用することをお示しさせていただいた際に、委員の皆さまから質問もございませんでしたので、現在の使用については、特に各教育委員会でそういった情報を聞き取っていただいているかどうかということについてのご意見をいただかなかったという判断をしまして、調査はしておりません。

ですので、現在の使用感についての調査はしていないという事、そして平成 26 年度の調査資料のみで決定をしていただいたということでございます。

A 委員

1 年間の事だけなので、今回はよろしいですが、次回以降、使用感に関しては、やはり現場が感じるところがあると思うので、その辺りも慎重に取り扱っていった方がいいのではないかと、今回中学校の道徳の教科書等の採択もありましたので、それを今後使っていく時にどうなのかということ、やはり現場の先生たちが扱い易いかどうかということが大事なところですし、児童生徒たちが学習に向かい易い教科書というものがやはり良い教科書だと思っておりますので、その辺りの意見は取るべきかと思いましたので、今後そういう形でお願いしたいと思います。

学校教育課副参事

ありがとうございます。

いただいたご意見を参考に、次回また取り組んで行きたいと思っております。

教育長職務代理者

他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

教育長職務代理者

他にご意見ご質問も無いようですので、採決を採ります。

議案第 41 号「平成 31 年度使用小学校教科用図書採択について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 41 号「平成 31 年度使用小学校教科用図書の採択について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長職務代理人

続きまして、議案第 40 号「奨学生の決定について」を議題といたします。
傍聴人の方は、恐れ入りますが、ご退室いただきますようお願いいたします。

〔傍聴人退室〕

事務部長から提案説明を行います。

(以下、審議内容については非公開)

(原案どおり承認)

事務局、傍聴人がみえるかどうか、確認してください。

事務局

いらっしやいません。

教育長職務代理人

以上で本日の審査案件はすべて終了いたしました。
委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

教育長職務代理人

特にないようですので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。